

Q8-7.付帯税について教えてください。

申告漏れの場合の申告延滞金・過怠金は以下となります。

- ・ 延滞期間 30 日以内
2日ごとに納税額の1%の申告延滞金(ただし4百元以上4千元以下)
- ・ 延滞期間 30 日超
納税額の30%の申告過怠金(ただし1千元以上1万元以下)
- ・ 納付すべき税額のない場合
申告延滞金 4 百元
申告過怠金 1 千元

以下の事項に該当する場合、税務当局は税金を追徴するとともに申告漏れ税総額の5倍以下の過料を科し、かつ営業を停止させることができます。

- ・ 規定による営業登記を行わずに営業している場合
- ・ 規定の期限を30日超過しても売上高または統一發票明細表を申告せず、また納付すべき営業税を納付していない場合
- ・ 売上高の過少申告あるいは申告漏れ
- ・ 登記抹消申告後、あるいは管轄税務当局が本法によりその営業を停止させた後もなお営業を継続する場合
- ・ 仮払税額を虚偽申告をした場合
- ・ 規定の期限を30日超過しても外国事業者への役務報酬にかかる業税を納付していない場合
- ・ その他申告漏れの事実がある場合

お願い:

「本情報の提供は、あくまでも読者への参考に供するためのものであり、実際のビジネスは読者の責任において行い、これにもとづく読者の行動や行為に起因するビジネス上の損害、損失等に対し、交流協会や資誠聯合會計師事務所(PwC台湾)は一切関与せず、また一切の責任も負わず、一切の損害賠償も負担いたしません。

なお、本情報には、台湾の所轄政府機関の解釈は入っておらず、また、常に最新の情報であるとは限りません」。